

上尾市子どもショートステイ事業

～保護者の方がさまざまな理由で一時的に子どもの養育が困難となったときに市と契約した施設でお預かりします～

令和5年8月から子どもショートステイ事業に 宿泊を伴わない日帰り預かりの事業を拡充

1 宿泊を伴う預かり(ショートステイ)

- ・対象年齢:市内在住の0歳～小学6年生まで
 - ・利用日数:同月内に7日間まで利用が可能です。
(※ただし、施設の空き状況等により、ご希望に添えない場合があります。)
- 〈利用料〉

世帯区分	1日あたりの利用者負担額	
	2歳未満	2歳以上
生活保護受給世帯	0円	0円
市民税非課税世帯	1,100円	1,000円
その他の世帯	5,350円	2,750円

※ 利用施設は、市と契約している施設となります。

2 日帰り預かり(トワイライトステイ)

平日の夜間預かり

- ・時間:平日の17時頃～21時00分
- ・対象年齢:市内在住の2歳～小学校6年生まで

〈利用料〉

世帯区分	1日あたりの利用者負担額
生活保護受給世帯	0円
市民税非課税世帯	300円
その他の世帯	750円

※平日の夜間預かり…事情により送迎が必要な方は、ご相談ください。

土日・祝日預かり

- ・時間:土日・祝日 8時00分～19時00分
- ・対象年齢:市内在住の2歳～小学校6年生まで

〈利用料〉

世帯区分	1日あたりの利用者負担額
生活保護受給世帯	0円
市民税非課税世帯	1,000円
その他の世帯	2,750円

- ・利用日数:「平日の夜間預かり」と「土日・祝日預かり」合わせて、同月内に7日間まで利用が可能です。
- ・利用施設は、市内児童養護施設です。

問い合わせ先:上尾市子ども家庭総合支援センター 詳しくは次ページをご覧ください。

対象者

保護者が次のいずれかの理由により、一時的にお子さまの養育ができない場合

- ・疾病、出産により入院、通院加療または療養を必要とする場合
- ・育児疲れ、育児不安等で、家庭で養育できない事情がある場合
- ・家族の疾病等により介護または看護する場合
- ・冠婚葬祭に出席する場合
- ・事故または災害にあった場合
- ・出張する場合
- ・就労または就学する場合(平日夜間預かり、土日・祝日預かりのみ)

※児童の年齢が各事業の要件に該当していること

ご利用の流れ

① ご利用の予約(利用者→市)

↓ 利用日の10日前までに子ども家庭総合支援センター窓口または電話でご希望の利用日を相談ください。
(緊急の場合は除きます。)

② 申請書のご提出(利用者→市)

↓ 担当者が施設に空き状況を確認し、後日ご連絡いたします。その後、必要書類をそろえて、子ども家庭総合支援センターの窓口でお手続きください。

③ 決定通知書の送付(市→利用者)

↓ 提出された書類の審査後、利用が可能な場合に決定通知を送付します。
(利用料は、後日送付する納付書にてお支払いください。)

④ ご利用日の当日(市→利用者)

お時間に余裕をもってお越しください。(施設により職員と1時間程度の面談や健康診断書が必要な場合があります。)

〈その他〉

施設での集団生活となるため、お子さまの健康状況等によっては利用できない場合があります。また、施設内で感染症の流行等があった際には、受け入れ中止になる場合があります。ご了承ください。



〈事業に関する問合せ先〉

上尾市子ども家庭総合支援センター

TEL 048-783-4964

FAX 048-774-5342